

「令和6年度がん検診受診率向上キャンペーン」業務委託募集要領

1 「令和6年度がん検診受診率向上キャンペーン」業務の委託について

群馬県では、がん検診受診率の向上を図る目的で、企業で働く従業員や受診率の低い層にがん検診受診を働きかけるキャンペーンを実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

本要領は、その募集の内容、選定の手続等について定めます。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 「令和6年度がん検診受診率向上キャンペーン」業務
- (2) 業務内容 委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託業務の実施場所 委託事業者の実施場所
- (5) 委託料の積算額上限 1, 725千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この積算額上限は、あくまで、本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算してください。

3 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 県内に活動拠点を置く者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でない者
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- (6) いかなる公共機関の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (8) 本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと
- (9) 本店及び支店が日本国内にあり、県内に活動拠点を置く者
- (10) 当該事業を実施することができる能力を有する者であること

4 企画提案に係る質問書

質問がある場合は、以下により、「プロポーザル質問書」（様式1）にて質問してください。

- (1) 提出方法 電子メール（電話にて着信確認を行ってください。）

- (2) 提出期限 令和6年4月22日(月) 17:00必着
- (3) 提出先 E-mail chouju@pref.gunma.lg.jp (電話027-226-2619)
- (4) 質問に対する回答

回答は、電子メール等にて送付します。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合があります。

5 企画提案書の提出

事業者は、以下に基づき、事業に関する企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式2) 【正本1部、副本5部】
- イ 業務実施体制(様式3) 【6部】
- ウ 委託費用積算書(自由様式) 【6部】
- エ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可)* 【1部】
- オ 法人の直近会計年度の決算書* 【1部】
- カ 課税(免税)事業者届出書(様式4) 【1部】
- キ 納税証明書 【1部】
- ク 暴力団排除に関する誓約書(様式5)* 【1部】
- ケ その他資料(会社概要がわかるパンフレット等) 【6部】

(「*」の付いた資料は「物件等購入資格者名簿」掲載者は提出不要)

(2) 提出方法

- ア 提出方法 郵送又は持参
持参の場合は、平日の8:30~17:00に来所してください。
- イ 提出期限 令和6年5月13日(月) 17:00必着
- ウ 提出先 「10 担当所属」に同じ。

6 審査

(1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。

ただし、審査をする上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 選定基準

概ね以下の選定基準に基づき審査します。

- ア 事業全般

(ア) 今回のキャンペーンに関する考え方は、本事業の目的と合っているか

(イ) 積算費用は、委託する業務内容に対して妥当か

(ウ) 事業執行に十分な体制があるか

(エ) 法人の持っている知見や能力を活かした事業展開となっているか

イ 事業詳細

(ア) キャンペーンの周知・広報に工夫はあるか

(がん検診受診率向上、特に20代、30代の子宮頸がん検診新規受診者等を増やすための工夫はあるか)

(イ) 賞品の準備・発送、応募受付・抽選について、方法は工夫があり適切か（景品表示法
理解等を含む）

(ウ) 協賛企業（賞品の提供）確保への取組に工夫はあるか

(3) 優先交渉者（契約交渉の相手方）の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計と審査委員の合議により優先交渉者を選定し、速やかに書
面にて全応募者に結果を通知します。

7 契約

(1) 優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な内容及び委託
金額については、県との交渉で決定します。

(2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

(3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。

(4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

8 スケジュール

(1) 令和6年4月12日（金） 群馬県ホームページで公告、募集要領等の配布開始

(2) 令和6年4月22日（月） プロポーザル質問書の提出期限

(3) 令和6年5月13日（月） 企画提案書の提出期限

(4) 令和6年5月23日（木） 書面審査

(5) 令和6年6月上旬 選定結果の通知

(6) 令和6年6月中旬 契約締結、委託事業開始

9 注意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。

(3) 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。

また、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。

- (4) 提出された書類は、公文書開示請求により群馬県情報公開条例等に基づき開示することがあります。
- (5) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めません。
- (6) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがあります。
また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (7) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはありません。

10 担当所属

群馬県健康福祉部健康長寿社会づくり推進課 がん対策推進係

住所 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁14階

電話 027-226-2619 / FAX 027-243-2044 / E-mail chouju@pref.gunma.lg.jp